

老齢年金 在職老齢年金

働きながら受け取る厚生年金①

- 厚生年金に加入しながら受け取る年金は、基本月額（A）と総報酬月額相当額（B）に応じて、年金の一部または全額が支給停止があることがある。
 - A：年金額（年額）を12で割った額（加給年金、老齢基礎年金、経過的加算は含まない）
 - B：標準報酬月額十直近1年間の標準賞与額の総額を12で割った額
- 60歳時賃金と比べて60歳以降の賃金が低下したことにより、高年齢雇用継続給付を受給している場合は、在職老齢年金による支給停止だけでなく、高年齢雇用継続給付受給による支給停止も加わる。
- 令和3年度までは、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは、老齢厚生年金額は改定されなかったが、令和4年度から、65歳以上の厚生年金被保険者については、年金額を毎年10月に改定し、それまでに納めた保険料を年金額に反映することとなった。このため、基本月額（A）は毎年10月に改定される（在職定期改定）。

在職老齢年金 (R7年度)

- A+Bが51万円以下ならば、年金は全額支給される。
- A+Bの合計が51万円を超える場合の支給停止額（月額）：

$$(A+B-51\text{万円}) \div 2$$

※令和4年度からは年齢にかかわらず上記計算式に統一された。

(計算例)

- ①年金（年額）=144万円 A=144万円÷12=12万円
 標準報酬月額20万円 直近1年の標準賞与額の総額60万円 B=20+(60÷12)=25万円
 →A+Bの合計額は(12万円+25万円)=37万円と51万円以下なので、年金は全額支給される。
- ②年金（年額）=180万円 A=180万円÷12=15万円
 標準報酬月額30万円 直近1年の標準賞与額の総額=120万円 B=30+(120÷12)=40万円
 →A+Bの合計額は(15万円+40万円)=55万円と51万円を超えるので、
 月額支給停止額は(55万円-51万円)÷2=2万円となり、
 年金額は15万円-2万円=13万円となる。